　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 保政第４９７－２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 令和２年７月６日

　各医療機関（埼玉県医師会非会員）の長　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二

（ 公 印 省 略 ）

令和２年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る

　　　　　　　 埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業について（通知）

　本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　標題の件につきまして、国において、令和２年度補正予算（令和２年４月３０日成立）により、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設されました。

　そこで、本県においても、当該交付金を活用した「埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業実施要綱（案）」並びに「埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金交付要綱（案）」の策定を行いました。

本事業は、帰国者・接触者外来等の設備整備を支援することにより、同感染症のまん延をできる限り防止すること等を目的としております。

つきましては、別紙「留意事項等について」を御参照いただき、御不明な点がございます場合は、下記担当あてまで御連絡ください。

なお、具体的な申請方法等につきましては、後日改めて御案内させていただきます。

記

１　送付資料

（ア）・埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業実施要綱（案）

　　 ・埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金交付要綱（案）

（イ）・「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」

　　 （令和２年２月１日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）

　　 ・「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等へ

　　　の運営委託等について」

　　 （令和２年４月１５日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

　　 ・「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰国者・接触

　　　者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」について」

　　 （令和２年５月１０日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 担　当：埼玉県保健医療部　保健医療政策課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 感染症・新型インフルエンザ対策担当

　　　　　　　　　　　　　　　 　電　話：０４８－８３０－３５５７

　　　　　　　　　　　　　　　　 ＦＡＸ：０４８－８３０－４８０８

　　　　　　　　　　　　　 E-mail：a3510-30@pref.saitama.lg.jp

　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　※ ７月６日から感染症対策課になります。

別　紙

留意事項等について

１．本補助事業については、帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関（以下同じ「帰国者・接触者外来等」という。）が補助対象となります。

２．本事業の目的については、帰国者・接触者外来等を設置するにあたり必要となる設備に対し補

　助金を交付するものとなります。

　そのため、本補助金を活用するにあたり、補助事業の目的外使用した場合などは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、本県において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するため、通常の補助金申請とは異なり、内示・交付決定等を受ける前に事業を行うことが可能となっております。

　　なお、令和２年４月１日から遡及して適用となります。

３．市町村においても、同様の補助事業を行う場合があります。事前に調整をしていますが、重複

　して申請を行わないよう御協力をお願いいたします。

４．それぞれの設備に対して、基準額等が定められていますが、その額を超える部分については、

基本的に自己負担となります。

５．予算の範囲内において事業を実施するため、必要最小限の数を申請していただくようお願い

　いたします。

６．ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機は、１施設当たり９０５，０００円が上限額となります。

７．ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機などの設備については、設置に要する工事費等も対象経費

　に含まれます。

　　ただし、上記以外に係る工事費等の申請は、本事業では認められません。他の実施事業で申請

　の検討をお願いします。

８．簡易病室については、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置する

　ものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室になります。

　 そのため、簡易病室が設置されていないにも関わらず、付帯する備品のみを申請することは認

　められません。

９．個人防護具については、本県で既に配布等を行っており、今後も必要に応じてそれを予定していることから、上限額を設定させていただいております。

　 １人当たり３，６００円の基準額が示されております。積算にあったては、何人分必要かよく精査し、年度内に納品できるように努めてください。

　　なお、マスクやゴーグルなどを単品で申請していただくことも可能です。

１０．それぞれの設備リース代も対象となりますが、令和２年度に係る費用に限ります。

１１．御不明な点等がございます場合は、厚生労働省にも確認し回答させていただきます。